

新発田市子ども医療費助成制度

新発田市では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環として、高校卒業年齢までのお子さんの医療費について、次のとおり助成しています。

対象者

新発田市に住民登録があり、健康保険に加入している高校卒業年齢までのお子さん

※ ひとり親家庭等医療費助成（県親）、重度心身障害者医療費助成（県障）または生活保護を受給している方はそちらの制度が優先され、対象外となります。

助成内容

保険診療にかかる自己負担額（２割または３割）のうち、次の一部負担金を控除した残りの額を助成します。

- 通 院：1 回 5 3 0 円（満たない場合はその額）

※同じ医療機関において月4回まで負担。5回目以降は無料

- 入院：無料

- 薬 局：無料

- 訪問看護：1日 250円

受診の方法

マイナ保険証等



新発地区		子ども医療費受給者証	
子	公費医療費番号	901500061	
	児童扶養手当番号	911500060	
	受給者番号		
	保険者		
受給者氏名			
子ども氏名			
子ども生年月日		年 月 日	性別
子ども住所		新潟県新発地区市	
受給期間		年 月 日～	年 月 日
発行申請先 支店印		新潟県新発地区市 新潟県新発地区市役所 〒952-8501 025-251-1111	
発行年月日		年 月 日	

県内の医療機関を受診するときに、

マイナ保険証等と「**子ども医療費受給者証**」を提示すると、助成が受けられ、窓口での支払いが一部負担金のみとなります。

※ 受診ごとに必ず窓口で「**受給者証**」を提示してください。

注意！

助成の対象とならないもの

- 健康保険が適用されない医療費
(健康診断・予防接種・文書料・個室代など)
- 学校や保育園でのけがなどで日本スポーツ振興センターの給付が受けられる場合
- 交通事故など、第三者行為によりけがをした場合
- 他の医療費助成制度の適用分

こんなときは必ず届け出をしてください！

- ・加入している健康保険が変わったとき
- ・住所・氏名等、受給者証に記載のある事項に変更があったとき
- ・他の市町村へ引っ越しされるとき
- ・ひとり親家庭等医療費助成（県親）、重度心身障害者医療費助成（県障）または生活保護を受けることになったとき

新井田市 子ども 児童福祉施設法

児童福祉施設法

法人番号 9150060

代表者 新井田市

住所 新井田市

設立年月日 昭和45年

法人の種類 児童福祉施設

子

昭和45年

【持ってくるもの】

申請者の本人確認書類（運転免許証など）、
受給者証、お子さんの医療保険の資格情報
が確認できるもの（マイナ保険証など）

新発田市から引っ越したら
「受給者証」は返してね





こんなときは還付申請が必要です！

- 県外の医療機関を受診したときや受給者証を忘れたとき
一旦、マイナ保険証等のみで受診し、後日、以下のとおり還付申請をすることで一部負担金との差額の払い戻しを受けることができます。

申請の受付期間：受診日の翌月から 6 か月以内

※上記期間外の申請は受付することができませんので、申請前に領収証の受診日を確認してください。

お子さんの
マイナ保険証等

新発田市 子ども 医療費受給者証	
子	新発田市 9 0 1 5 0 0 0 1
受給者氏名	新発田市 9 1 1 5 0 0 6 0
子ども氏名	
子ども生年月日	年 月 日
子ども性別	男 女
受給期間	年 月 日 ~ 年 月 日
発行機関名 及び 印	新発田市 新発市役所
交付年月日	年 月 日

受給者証



申請者の本人確認書類（運転免許証など）

領 収 証	
診療科目	
診療日	
診療時間	
診療内容	
診療費	
支払額	
残額	
領収者	
領収証	

領収証（保険点数、受診されたお子様の氏名が記載されたもの）

※1 か月分をまとめて申請

普通預金通帳
様
BANK

受給者名義の振込先口座のわかるもの

これらを持って

受付窓口

- ・ 本庁舎 2 階 こども課
- ・ 各支所 1 階 住民福祉係

（注）入院等で保険適用分の自己負担額が高額となった際は、左記に加えて、認印、別途書類が必要となる場合があります。

マイナ保険証等を持たずに受診した場合や治療用装具（コルセット、弱視用眼鏡）を作製した場合などで、健康保険から払い戻しを受けたときは子どもの医療費助成も受けられますので、上記持ち物に加え「健康保険からの支給決定通知書」「医師の証明書（治療用装具の場合）」を持って申請してください。



お 願 い ！

- 学校（部活動含む）や保育園管理下でのけが等で診察を受けるときは、「日本スポーツ振興センターの災害給付制度」が適用されます。医療機関にその旨を伝え、「子ども医療費受給者証」を提示せず「マイナ保険証等」のみで受診してください。なお、医療機関に一旦支払った医療費は、後日、学校等を通じて給付されます。（詳しくは、学校等にお尋ねください。）
- 「小児慢性特定疾患」など国の公費負担制度の受診券等をお持ちの場合は、「マイナ保険証等」「子ども医療費受給者証」と併せて医療機関に提示してください。
- 窓口での支払いが軽減される「限度額適用認定証」がご加入の健康保険組合等から交付される場合があります。詳しくはご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

こんなときは
受給者証を返還
してください

転出などで資格がなくなったときは、速やかに受給者証をお返しく下さい。

※ 資格がないまま受給者証を使用した場合、助成額を返還していただきますので、ご注意ください。



お問い合わせ
ご相談は…

こども課 子育て支援係（子ども医療費助成担当）
TEL（0254）28-9232（直通）